## 令和4年度 保健事業のお知らせ

共済組合では、組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、健康教育等を目的とした各種保健事業を実施しています。

事 業 名	事業内容
2日ドック助成	組合員及び被扶養者(令和4年度に19歳以上の者)が当組合の契約健診機関 にてドックを受診した際の費用の一部を助成する。 (申請者全員)
1 日ドック助成	2 日ドック助成…38, 000 円 1 日ドック助成…28, 000 円
お口のチェック	過去5年間(平成29年1月から令和3年12月まで)において歯科医院を受診していない組合員及び被扶養者が契約歯科医院において、お口のチェックを受診した際の費用の全額を助成する。 (対象者及び所属所の状況を鑑みて、必要に応じ組合が派遣する歯科衛生士等による派遣型のお口のチェックを実施する。) ※年度内に1人1回限りとし、対象者へは毎年4月頃に助成券を送付する。
インフルエンザ 予防接種助成	組合員及び被扶養者が <u>令和4年10月から令和5年3月</u> にインフルエンザ予防接種を受けた際の費用の一部を助成する。 (申請者全員) 助成額・・・年度内に1人1回限り1,500円 ※地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。
健康づくり講座	講座開催を希望する所属所に対して講師を派遣し、健康づくりを目的とした講演を実施する。(講師派遣に係る費用を助成)
健康管理者研修会	職員の健康管理の業務に携わる担当課長、保健師等の出席を要請し、研修で学んだ知識を職場や地域にフィードバックすることで、職員の健康管理について所属所と共済組合が協働して取り組んでいくことを目的として実施する。
医療費通知	健康意識啓発のため、受診医療機関、受診年月、診療区分、医療費総額等を 記載した医療費通知書を、年3回(7月、11月、3月)受診者全員に配付する。 ※再交付不可
ジェネリック 差 額 通 知	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進を目的とし、服用中の医薬品との差額等を記載したジェネリック医薬品差額通知書を年1回(7月)、対象者へ配付する。

## ■人間ドックの早期予約・早期受診にご協力ください

例年、受診希望者が年度末に集中する傾向にあり、希望する医療機関で受診できない場合があります。新型 コロナウイルス感染症の影響もありますので、受診をされる際には感染対策を徹底していただき、可能な限り 早期予約・早期受診にご協力願います。

## 【人間ドックの受診にあたって】

- ・予約時は必ず「長崎県市町村職員共済組合のドック助成券を使用」と伝えていただき、助成券はドック 当日に医療機関へ提出して下さい。
- ・キャンセル発生時の代替え受診やドック種別の変更(2日→1日等)はできません。
- ・健診結果において「特定保健指導」に該当した場合は必ず受診してください。